

平成24年9月27日
於：梅丘パークホール

世田谷区基本構想審議会第1部会（第5回）

議 題

1. 今後の審議の進行について
2. 第1部会の議論のまとめについて
3. その他

《配付資料》

- 資料 36 会長・部会長会議報告
- 資料 37 地域コミュニティ等に関するこれまでの議論
- 資料 38 第2部会における地域コミュニティに関する議論
- 資料 39 第3部会における地域コミュニティに関する議論
- 資料 40 第1部会の議論の整理（案）
- 資料 41 世田谷区における行政機関等の管轄区域割
- 資料 42 区内の消防団及び防災区民組織の状況
- 資料 43 世田谷区内に主たる事務所を置くNPO法人の一覧及び区との連携等の状況
- 資料 44 区議会特別委員会による地域行政制度に関する検討資料
- 資料 45 第1部会（第5回）での論点（案）
- 資料 46 地区力の向上と地区防災対策の強化について（中間まとめ）

世田谷区基本構想審議会 会長・部会長会議報告

1 開催日時

平成24年7月27日（金） 午後4時30分～午後6時5分

2 参加者

森岡基本構想審議会会長、大杉第1部会部会長、松島第2部会部会長、森田第3部会副部会長、保坂世田谷区長、板垣副区長、宮崎政策経営部長、小田桐政策企画課長、田中政策研究担当課長、笹部政策経営部副参事、吉田政策経営部副参事

3 議題

(1) 現基本構想、基本計画の総括について

現基本構想・基本計画の総括を踏まえて、新たな基本構想・基本計画の位置づけについて意見交換を行った。

(2) 今後の部会運営について

第3回審議会での報告に向けた、各部会の議論の整理方法について検討した。

(3) 第3回基本構想審議会（10月）について

部会の議論の報告の方法について検討した。

(4) 第3回審議会以降の運営について

起草委員会の設置及びスケジュールについて検討した。

4 方向性

①基本構想・基本計画の期間について

- ・基本構想は、高齢化の進展など長期にわたる社会変化を視野に入れて、20年先を見据えた構想とする。ただし、10年で見直しをかけることとし、また、社会状況が大きく変化した際には、必要に応じて見直す。
- ・基本計画は10年とする。

②基本構想の議決について

- ・基本構想を議決事項に加える条例を制定し、区議会で議決することとする。

③基本構想と基本計画の位置づけについて

- ・基本構想は、区民・行政・事業者等が共有する公共的な方針と位置づける。
- ・基本構想においては、理念、将来像、重点的な目標を示し、基本計画においては、より具体的な解決策を示す。

④今後の部会運営について

- ・「理念」「将来像」「重点政策」を意識して、議論を整理する。

《重点政策》	・区政を牽引する象徴的、先駆的事业 ・分野を横断する総合的な取組み ・社会状況を鑑みて緊急に取り組むべきこと
--------	--

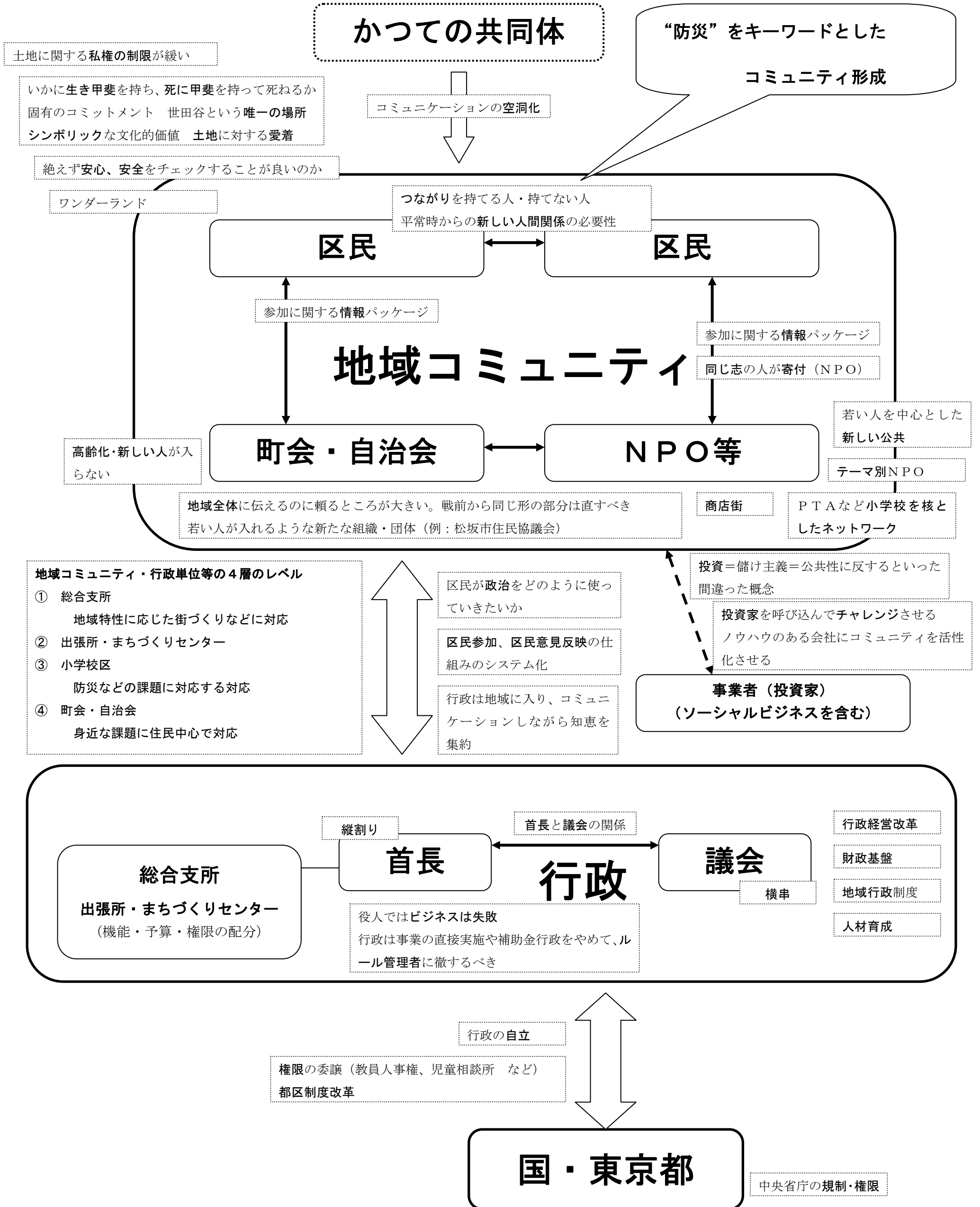
⑤今後の審議会運営について

- ・第3回審議会後に、起草委員会を設置し、答申案の検討を開始する。

A

地域コミュニティ等に関するこれまでの議論

この資料は、第1部会のこれまでの地域コミュニティに関するご意見をまとめさせていただいたものです。



地域コミュニティ

【1 人とのつながり、生き甲斐・死に甲斐、コミュニケーション】

- ① つながりを持てる人と持てない人とがいる。つながりを持っていない人は、つながれないことで悩んだり、辛い思いをしたりしている。地域の人が顔を合わせるきっかけを作り、更に日々の生活の中で、子育てや障害のある方やお年寄りの見守り合いするなど、つながり作りにつなげられるような取り組みができるとうい。
- ② 世田谷区で生きている間にいかに生き甲斐を持つか、そして死に甲斐を持って死ねるか。そういう地域社会をどう作るのか。
- ③ 市民が主役のまちづくりをするには、情報共有、意見を常に届けるために審議会の委員になったり、ワークショップに出たり、アンケートに答えたりすることが大切。身近なまちづくりへの参加では、自治会や町会などの古いコミュニティや新しいテーマ型のNPOなどに参加することも必要。こういうことが参加に関する情報パッケージとして区民に広く伝わっていないのではないかな。
- ④ キーワードは私権制限。住民の継続したチェックがないのは、私権の制限がないから。相続の時に土地を切り売りする不在地主が大勢いるが、こういう人は、まちへのコミットメントが存在しないため、儲かればどこにでも売ってしまう。コミュニティの中にいる人間が、中にいるからこそのコミットメントによって土地に関わることがなく、市場においてコミュニティの要求や人々の幸せと関係のない流動性が生じてしまう。日本は世界で最も土地に関する私権の制限が緩く、若干の用途制限しかない。法律は変えられないので、私権の制限に相当する問題をどうするかが重要。
- ⑤ 防災を中心としたコミュニティ形成を考えながら、同時にそこに高齢者の問題と子育ての問題、そういう支援ネットワークをどうつくるかということをはめ込んでいったほうがよい。
- ⑥ 地域に暮らす区民が地域課題を自分たちの力で解決していけるような地域の力を持つということが重要。
- ⑦ 地域コミュニティの単位は、防災を機軸に小学校区、出張所・まちづくりセンターあたりを単位として考えるべき。防災組織は小学校区とし、行政組織としての出張所・まちづくりセンターがどのようにかわるかを考えるべき。

【2 情報・コミュニケーション】

- ① 日本の他の地域で無自覚に放置されているような様々なコミュニケーションや経済的活動を、どのようにチェックするのかを考えていけば、下北沢の再開発問題のような、本当ならばもっと楽しく建設的で輝く未来に結びつくはずのものが、そうでないものに終わってしまうことも避けられたのではないかな。
- ② 共同体がなくなって個人がどうすべきかわからなくなり、マニュアルができた。昔マニュアルが必要なかった理由は、それに頼るまでもなく、共同体的なコミュニケーションの中で必ず示唆、強制があり迷うことがなく、退却しようとしても許されなかった。人々が、それを暑苦しくて嫌だとして否定的に評価することが積み重なった結果、今ようになった。マニュアルが象徴するのはコミュニケーションの空洞である。
- ③ 社会が“ぎすぎすした社会”か“落ち着いた寛容な社会”なのかで情報をどこまで共有するかの判断は変わってくる
- ④ 情報の内容だけでなく、情報の受け手の側の環境を整える必要がある。
- ⑤ メッセージをわかりやすく発信すること、無関心層に繰り返し伝えていくことなどの仕組みを講じて、20年後に無関心層を何割減らしていくというような目標を設定すべきでは
- ⑥ 情報に関心を持つ層を増やすだけだと社会をめちゃくちゃにしてしまう危険性もある
- ⑦ 防災訓練の通知を1軒1軒通知を配ったら、いつもの3倍の参加者だった。1度も出てこない人や、ご夫婦で出てくれたりした
- ⑧ 今後は携帯やインターネットを使ったネットワークづくり、もっと小さい単位などでのネットワークづくりなどを考えるべき

【3 共同体、新しい公共、ネットワーク、参加】

- ① 行政情報を地域全体に伝えようとする場合、町会・自治会の存在に頼るところが大きいという実態がある。しかし、町会・自治会も5割から6割の加入率で世田谷区民全体を網羅しているとは言えない状況にあり、高齢化・新しい人が入らないという課題を抱えている。町会・自治会を頼っているままのコミュニティでよいのか。武蔵野市は町会・自治会の組織がないが、行政情報は上手く伝わっているとのことである。
- ② このままでは、町会などの地域の様々なボランティア団体がなくなってしまうのではないかな。若い人の参加が必要。1人では難しくても、仲間・グループ単位で参加すれば、他の若い人たちも参加するのではないかな。
- ③ 町会がなくなるとは行政も街も困る。ただ、町会は、戦前から同じような形になっているところが多く、それは直していかなければならない。無駄なことも多い。町会を割ってもよいのではないかな。行政に関与してもらいながら、自分の家の前くらいは自分達で管理するくらいのルールがつかれないかと考えている。町会はずまらない、何もやっていないという人もいるが、色々なことをやっている。町会に協力をしていただかないとまちが駄目になってしまうのではないかな。
- ④ 町会、自治会、NPOなどが平常時から顔を知っていて、子どもを守ったり、弱っている人を助けたりする新しい人間関係を守り育てていくようなことを自治の中にどうやって組み込むか。
- ⑤ 昔のような共同体があつて地域社会が自然に教え鍛えて自立した人間ができるという姿は理想的ではあるけれど、そこに戻れるのかと言えれば疑問がある。
- ⑥ 松坂市では、町会などの既存の組織を刺激しても若い人がでてきてくれないので、住民協議会という違う組織をたちあげはじめたと聞いた。いきなり移行は無理でも、そろそろ若い人が入れるような組織・団体を考えなければならぬのではないかな。行政はフラットに横から支援。共同体の形骸化をいかに変えるか、それが小学校の区域なのかはわからないが、大いに議論すべき
- ⑦ 官ではない認定NPOなどの新しい公共を地域の若い人を中心につくっていくことができると考える。区が財政難でも同じ志の人が寄付を行うNPOにはお金が集まることも期待できる。
- ⑧ キーワードは投資家のチャレンジ。行政は継続せず、会社も収益が上がらなければ撤退する可能性がある中で、投資家を呼び込んでチャレ

ンジさせることが重要な戦略になる。日本では投資＝儲け主義＝公共性に反するといった間違った通念によりズタズタにされている。

- ⑨ コミュニティはビジネス化してきており、興味のあるものにはお金をつぎ込む。ノウハウのある会社を呼び込んで、コミュニティを活性化させるという手法もあるのではないか。一方、町内会の仕事にはビジネスには馴染まないものもあるのではないか。
- ⑩ 第2部会では、災害発生時には皆でどうすべきかを今からやらないと間に合わないという議論になっており、町会よりもPTAなど小学校を核としたネットワークが重要になるのではないかという話になっている。
- ⑪ コミュニティの安全保障を考えるべき。自治会、町会、NPO、各種地域団体との関係、新しい公共、住民参加や協働について世田谷区としての考え方を示していくべき。
- ⑫ 町会・自治会・NPO・小学校区でのスポーツを中心とした関係など色々な組織のいろいろなつながりがある、そこがどうやってつながっていくかということが大事

【4 場所、歴史、自分のまち、愛着】

- ① 自分のまちをこそ豊かにしよう、自分のまちをこそより良いものにしよう、このまちでなくてはいやだ、世田谷でなくてはいやだ、便利な場所に引っ越すのはいやだという固有のコミットメントを生み出すためには、まちを、場所を主体にしなければいけないと考える。単に我々のニーズに応じて、安心、安全、便利、快適なまちをつくっても、それは我々の尊厳に結びつかない。世田谷という場所が唯一な場所だということについて、もう一度見直して、世田谷に住むということは、こういう場所に住むことなのだとすることを模索することをご提案する。
- ② 子どもが怪我をしても自分の責任というような場所、子どもにとってのワンダーランドがとても大事。森があったり、工事現場があったり、大人の目が少ししか行き届かない非常階段や屋上など、自分の頃にはそういうところがワンダーランドになった。大人の目が隅々まで行き届いて、絶えず安心、安全をチェックすることが良いのかどうか、まずはそこがチェックされるべき。
- ③ 誇りという感情は、土地に関する単なる経済的価値だけでなく、シンボリックな文化的価値が付与されなければ生まれてこない。まちに誇りを持てる根拠があり、その上で住民がその土地に対する愛着を感じるために、いかに価値を付与するかが重要

行政・自治制度

【1 行政】

- ① 自治体に多くを期待する人もいるかもしれないが、期待していない人もかなりいると思う。NPOへの寄付税制も整備され、税金の使い道を一部だが、自分で決められる時代になった。公共は、役所・官だけが担うわけではない。**自治体は前に出るのではなくて、下で支えるような位置付けが大切**
- ② 行政は事業をやったり、補助金を出して事業者に行わせる。**役人はビジネスノウハウを知らない**し、ビジネスネットワークがなく、ビジネスモチベーションもなく、2年で交代してしまうのでノウハウの継承もない。これでは事業が失敗することは決まっている。**諸外国では、行政が直接事業を行うことや補助金行政をやめて、ルール管理者に徹している**。市場原理主義ではなく、市場でのゲームがどのようなものであるべきかというルールをつくっている。環境行政であれば排出量取引や炭素税取引など、市場のちょっとしたパラメーターを操作することで何をすれば儲かるかの拮抗点を変えようとしている。
行政がなすべきは、NPO等の事業者が継続的に事業を営む動機を持ち得るようなリソースの配置を行い、ルールの変更を行うことである。
- ③ 住民参加の地域協議会、地域委員会、住民協議会制度だけでは足りない。**行政が入って行って**、現在の法や条例の限界や抜け穴について住民と緊密に**コミュニケーションをしながら、知恵を集約する**ようにしなければならない。住民と行政が分断されていて、住民で考えたことを行政に突き付けるということでは絶対に駄目である。
- ④ 世田谷は民のまちづくりの歴史があり区政を支えてきた部分があるが、一方で、区民から見ると**縦割り**にしかかかっていない。これまでは区民があらゆるところに参加し横につないできた。**区の窓口、参加の仕組みのあり方をそろそろシステム化できないか**
- ⑤ 行政というのは、**災害時に役に立つかどうか**ということにつける。

【2 議会】

- ① **首長と議会の関係。区議会における住民参加**。基本構想を単なる行政計画と位置付けるのか、公共計画として位置付けるのか。また区議会の関与をどのように考えるのか
- ② 区民と行政の関係について、議会が重要となると思う。**横串でしっかりとチェック**するということは議会の重要な役割
- ③ パブリックコメントのあり方、無作為抽出による**区民意見反映の制度化**など
- ⑤ **区民自身が政治をどのように使っていきたいのか**など自治をするということを意識していかななくてはいけない。

【3 地域行政制度】

- ① 地域行政として、7出張所・20まちづくりセンターがある。ハードとソフトを一体化して議論すべきであり、**地域やコミュニティをどう作るのか、そこに行政機関がどの程度、どういう形で関わるか**を議論すべき
- ② **地域行政制度**は、地域での住民参加や協働と密接に関係する。区の行政経営改革・将来的な財源とも関係
- ③ 総合支所で面積や人口に際がある。また、出張所・まちづくりセンターでは交通の便のよいところと、そうでないところがある。職員の配置などは、全部一律同じということにはするべきではなく、効率的に行うべき。
- ④ 便利であることは重要であるが、**窓口のあり方と合理化を考えると、全てのサービスを出張所・まちづくりセンターで提供することが正しい選択か疑問**。ただ、地域コミュニティづくりにとって、出張所・まちづくりセンターというのは重要な場所である。「区」というと区民が「区役所」ではなく、「地域の出張所・まちづくりセンター」を思い浮かべるような機能を検討すべき。
- ⑤ 総合支所、出張所まちづくりセンターにどのように人員を配置し、どのような**機能・予算・権限を配分**していくかというのが重要
- ⑦ **出張所・まちづくりセンターにある程度の権限・予算**を持たせ、地域に暮らす区民が地域課題を地域の中で議論して解決していけるような地域の力を持つようにし、日常生活において出張所・まちづくりセンターを中心に子どもから高齢者・障害者を含むすべての人々がつながっていくようにすべき。
- ⑧ **出張所・まちづくりセンター**は、災害時に区役所本庁の機能がまだまだ回復しなくても、**一定の権限を持ち、自分たちでいろんなことを考えて、そこで物事を決めていける拠点**としても必要

【4 地域コミュニティの単位の特性】

- ① 課題内容に合わせて対応すべき地域コミュニティのレベルが異なる。身近なことは身近で取り組む、個人でできることは個人で、家庭・自治会・町会・学校区単位で取り組むべき課題もある。より大きなまちづくりということであれば、地域の特性に合わせた形で総合支所の単位こういった行政のレベルとそこに関わる区民やソーシャルビジネス・コミュニティビジネスとの関わりを整理すべき

単位	地域コミュニティの特性	意見内容
① 世田谷区	小規模の県以上の人口規模。政令指定都市に匹敵	
② 総合支所	政令指定都市の行政区に匹敵 世田谷区の地域コミュニティの最大範囲 5箇所総合支所の空間的範囲は、社会的特性（社会階層、家族特性、高齢化の程度）による分析を行うと <u>地域特性</u> がきれいに分かれている。	* <u>地域の特性に合わせた街づくりや健康づくり</u> といった課題に対応する単位 * 総合支所単位の空間範囲の <u>課題の解決</u> は、住民のみで対応するのではなく <u>行政とのタイアップが必要</u> となる。 * <u>住民参加は、行政の進め方をチェックしていく形</u> * 総合支所という名称を見直すべき
③ 出張所・まちづくりセンター	27箇所	* <u>防災などの課題</u> に対応する単位 * 住民参加は、地域と行政との <u>協働</u> の形
④ 小学校区	64箇所の小学校区。また、地区会館などの施設が地域に配置されている。	* <u>防災などの課題</u> に対応する単位 * 住民参加は、地域と行政との <u>協働</u> の形
⑤ 町会・自治会	201団体	* <u>ごみ出しなどのより身近な課題</u> に対応する単位 * <u>住民が中心となって課題解決</u> を進める

【5 区の行政経営改革】

- ① 区の行政経営改革の視点を忘れてはならない。効果的で効率的な行政執行体制をどう確立するのか。
- ② 財政面が重要。身の丈にあった基本構想
- ③ 新しい公共の時代に即した人材育成
- ④ NPOとの連携などで行政職員は極力合理化すべきである。納税者の厳しい目も考えながら、職員の配置は効率化のうえにも効率化で考えるべき。

地方政府としての行政（東京都や国との関係）

【1 都区制度改革・権限移譲】

- ① 都区制度・大都市制度改革。教員の人事・給与権、児童相談所などの権限、事務の移管
- ② 住民一人ひとりの自立も、行政の自立も大事。都や国からどう自立するかが、これから20年の区にとって非常に大事なこと。現状の都区制度をどう考えるかは基本構想では避けて通れない。
- ③ 第2部会では、小学校を核としたネットワークが重要になるのではないかという話の中で小学校の教員を世田谷区が選ばず、東京都の管轄であることが問題として浮上している

【2 国による規制緩和】

- ① 国による規制緩和として、特に自然エネルギーへの転換などは、中央省庁が持っている規制・権限とぶつかる部分が出てくる。今後はこのような規制も緩める必要があると考える

第2部会における地域コミュニティに関する議論

課題・現状認識	方向性
<p>【街づくりについて】</p> <p>●地域としてのデザインが必要</p>	<p>【街づくりについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来を見据え、デザイナーなどの専門的な知見も活用して、地域のデザインを発信する仕組みが必要
<p>【防災について】</p> <p>●防災につながるコミュニティづくりが課題である。</p>	<p>【防災について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 普段からまちを歩いて、自分の住む環境、住む場所をよく知っておくことが大事である。 日頃から地域ぐるみで避難訓練などを通じて、避難することに慣れることがもちろん、知り合いが増えることで日常生活が楽しくなるのではないか。 災害時に、商店街（避難誘導、情報提供）や区内大学の学生など若い力の果たす役割は大きい。そのため、災害時の商店街の役割を明確化することや、有事の際にボランティアをしたい人が集まる場所を設定しておくなど、日頃から地域のコネクションづくりに取り組む必要がある。
<p>【環境・エネルギーについて】</p> <p>●エネルギー施策の観点から、地域コミュニティの再現を検討すべきである。</p>	<p>【環境・エネルギーについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギーの観点から、地域のコミュニティを再現できる可能性もある。例えば、教育とエネルギーの連携を考え、小学校を地域のエネルギー施策の拠点とすることも考えられる。 区内の大学も含めて、若い人たちの新しい起業になったり、エネルギー・環境の取組みをやるのはブランドになるし、産業的に潤うかというのはチャレンジになる。
<p>【産業・仕事について】</p> <p>●職住近接により地域の力を強化すべき。</p> <p>●分散型産業を振興する。</p> <p>●既存産業を支援する。</p> <p>●地域資源を活用した「まちなか観光」を推進させる。</p>	<p>【産業・仕事について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街の中に事業者と不動産所有者が分離した地域もみられる。このような地域では自助・共助の機能が弱い。道路の拡幅等で地価が上がると一層分離が進む恐れがある。 世田谷らしい産業をどのように考えるか。大規模な生産業は難しい。分散型で広いスペースを必要としないIT、デザイン、アート、大学、知的産業などがポイントになってくるか。 普段からの顔見知りが増えれば防災力を高める。そのために区内で働く人を増やす新産業の創造や、既存産業の活性化が重要である。街づくり、産業、防災、学校など、昔からある資産を有効活用していくことが大事である。 「まちなか観光」を導入することで、地域を旅する、まちを知る、地域を知ることは、防災面においても大事である。
<p>【コミュニティについて】</p> <p>●町会を活性化し、防災対策につながるコミュニティづくりが大きな課題</p> <p>●きっかけや、地域の人々が交流するような仕組み作りが必要。</p> <p>●元気高齢者の活用、マッチング機能が必要。</p>	<p>【コミュニティについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町会の活性化が重要だが、マンションができると機能しなくなることもある。町会を活性化し、防災対策につながるコミュニティづくりが大きな課題である。また、商店街・農地もコミュニティの核となる。 近年では、ごみを戸別回収しているが、ごみの出し方を地域の住民で共に考えることで、コミュニティとして機能するきっかけになるのではないか。同様にエネルギーや水を地域で共同使用をするなど、地域の人々が交流するような仕組み作りが必要だろう。 行政やNPO等が中心となって、子育てや介護等のニーズと地域の元気な人たちをマッチングさせる機能が必要だろう。 今後は行政の仕事を民間や地域の元気な高齢者に移管すべきだろう。 地域の空き家やシェアハウス等に誘導する役割を持つ「地域ウォッチャー」のような人を設けてはどうか。

第3部会における地域コミュニティに関する議論

課題・現状認識	方向性
<p>【コミュニティ・地方自治について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域での担い手が不足 ●世田谷区の福祉はまだ施設型で、地域での暮らしを支える仕組みは不十分 ●仕組みをつくっても、住民力がないとうまくいかない。住民が自ら社会参加をしていくような一種の社会教育が重要 ●地域のつながりの創出、ネットワークの強化のために、地域の住民が顔を合わせる場を創出する 	<p>【コミュニティ・地方自治について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政が厳しい中で、地域にあるものを活用するという観点からは、公益信託など資産の社会還元のための仕組み、地域での善意を目に見える形で活用するための仕組みを整備する必要がある。 ・ 相続等で空き屋が発生した際、区として公共的利用への寄付を受け、それを若者や地域のNPOが活用できるための仕組みづくりなど進める必要がある。 ・ かつては国の決定が地域においてきていたが、今は、地域の個人やグループの優良な取組が全国に展開される。個人やグループの取り組みを区が積極的に支援してゆく仕組みをつくる必要がある。 ・ 様々な世代の方が自分のやりたいことに参加する場としての総合型地域スポーツクラブなど、皆が日頃から顔を合わせる場となる多世代交流施設の存在が重要である。 ・ 安全安心が身勝手な解釈による自分のための安全・安心になってはならない。20年後を見据え、ご近所づきあい、絆といった一昔前の安全・安心を見直すべきである。 ・ 意欲ある市民が積極的に地域で活動を行おうと考えた場合、日本では、小学校が地域のコミュニティや防災の拠点となるポテンシャルを秘めており、弾力的な活用が期待される。 ・ 学校と地域、学校と子どもをつなぐ、地域のソーシャルワーカーというべき人材を育てる必要がある。
<p>【子ども・若者・教育について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●昔は地域や家庭の中で子どもが社会と接する機会があった。世田谷っ子を育てるという観点からも地域と連携した教育システムが必要 	<p>【子ども・若者・教育について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年にとって地域社会と関わることは非常に重要であり、中学生の45%が私立に通っていることも踏まえ、学生と地域の接点づくりを考える必要がある。 ・ 他人事を自分事と認識できるような物事の関係性をつなぐ力を育むため、ディスカッション等の機会を積極的に創出してはどうか。 ・ 子どものスポーツ活動や文化活動を考える上で、学校を単位とした部活動には限界があり、地域単位でのクラブづくりなど学校を超えた動きも検討したほうがよい。 ・ 細やかな子育てサポートと、知識や知見を活かした教育という2点においては、高齢者の活躍が期待される。
<p>【福祉・健康・家族について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族の多様性を認識しながらも家族全体を支える仕組み、構造が必要となる。 	<p>【福祉・健康・家族について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的ストレスが増大し、人権擁護の必要性が増す中で、民生委員など既存の委嘱ボランティアを見直し、20年後を見据え、世田谷区独自の委嘱ボランティアを作り出すことも考える。 ・ 今後、家族のあり様が大きく変わるだろう。家族を丸ごと支えるしくみづくりが必要となっている。

【第1部会における議論の要請】

① ひとことに地域と言っても、区の話か、支所の話か、27地区なのか、もっと細分化した区域のことを言っているのか考える必要がある	※ 第1部会（第4回）において既に議論済
② 世田谷区の中で、地域の方針決定に区民がどこまで参加するかが課題である。	※ 第1部会（第5回）において議論することを検討

第1部会の議論の整理（案）

（1）基本構想の位置付け、構成等

課題、現状認識	方向性
<p>【基本構想の位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想は、区民1人1人が自分のものと思ひ、世田谷で暮らす際の指針や行動する際に基本となるものであるべき いかに生き甲斐を持って生き、死に甲斐を持って死ぬか <p>【基本構想の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「〇〇のまち」という表記ではなく、暮らしのイメージからつむぎあげるべき 美辞麗句ではなく、具体的な検討をすべき できないことは書かない。具体的に戦略的にどう実現していくかの議論が必要 どの自治体でもあるような基本構想とすべきではない。 基本構想の計画期間20年は適当か。10年という考え方もあるのではないか <p>【世田谷区の様々な行政計画との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市マスタープランなど様々な行政計画と連動させるべき。 <p>【区議会での議決について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区議会で議決する範囲は、基本構想のみとするか、基本計画まで含めるべきか。 基本構想を区の条例と位置付け、区議会で議決するという方法もある。基本構想を条例として位置付けることについてどう考えるべきか <p>【基本構想の進捗管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> チェックの手段が担保されないと絵に描いた餅になってしまう。 	<p>【基本構想の位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想は、区民・事業者・行政が共有する「公共計画」と位置付ける。 住民統合や動機付けの機能を果たすためには、力強い理念と徹底したリアリティが必要 <p>【基本構想の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の基本構想のうち「はじめに」「意義と役割」「理念」「実現の方策」の部分は新たな基本構想でも必要。一方、「将来像」の部分は現行の基本構想のような総論的なものではなく、重点的に「これをやる」というものを記載していく。 「はじめに」の中で、世田谷という土地の歴史や沿革を示していく。 他区にはない世田谷らしい内容、世田谷の地域性を反映した内容とする。 計画期間については20年として議論を進めていく <p>【世田谷区の様々な行政計画との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世田谷区の様々な行政計画についても、新たな基本構想の策定に合わせて、改定作業を進めていく。 <p>【区議会での議決について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想までを議決対象とし、基本計画については議決の対象としないものとして議論を進めていく <p>【基本構想の進捗管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区議会がチェックを担う 基本構想の進捗を住民が主体的にチェックできる仕組みも必要

（2）各テーマに関する議論

① 情報・コミュニケーション

課題、現状認識	方向性
<p>【情報・コミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らつながりを持てる人と持てない人がいる。 地域で個人情報をどこまで共有できるかは、社会がぎすぎすしているか寛容かで決まる。 情報に関心を持つ層を増やすだけだと社会をめちゃくちゃにしてしまう危険性もある（モンスタークレーマー）。 日本は、世界の中でも情報が本当に正しいのかどうかを判断することをしない傾向が強い。これを変えないと、フィクションの中ででたらめな決定をし続けることになり、国家レベルでも共同体レベルでも生き残れない。 無関心層を減らしていくべき。 	<p>【情報・コミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で活動する団体などに参加するための情報パッケージの整備と提供 コンテンツの内容のほかに、受け手側の環境（社会のあり様）を整える必要がある。 無関心層を減らすためには、メッセージをわかりやすく、繰り返し伝えていくことも必要

② 地域コミュニティ

課題、現状認識	方向性
<p>【地域を考える場合の単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世田谷区には、4層の地域コミュニティの単位（①総合支所、②出張所・まちづくりセンター、③小学校区、④町会・自治会）がある。 地域コミュニティについて語る際には、どの空間的範囲を指しているのかを明確にして議論すべき。 空間範囲の違いによって、公共的な問題の解決に際しての住民と行政との関係が異なってくる。 <p>【地域コミュニティのあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちへのコミットメント（責任を持ったかかわり）が存在しない。安全・安心・便利・快適なまちをつくるだけでは区民の尊厳には結びつかない。 大人の目が隔々まで行き届いて安心、安全をチェックすることが本当に良いことなのかを考えるべき。 共同体がなくなり、個人がどうすべきかわからなくなり、マニュアルができてきた。マニュアルが象徴するのはコミュニケーションの空洞化である。 <p>【地域で活動する団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政情報の周知などで町会・自治会の存在に頼るところが大きいという実態があるが、高齢化・新しい人が入らないという課題がある。 戦前から同じような形になっている町会・自治会も多く、その部分は直すべき コミュニティの安全保障を考えるべき P T Aなど小学校を核としたネットワークが必要 投資＝儲け主義＝公共性に反するという間違っただけの通念により、地域への投資家の参加はズタズタにされている。投資家のチャレンジがキーワード <p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体は前に行くのではなく、下で支えるような位置づけが大切 諸外国では行政が直接事業を行うことや補助金行政をやめて、ルール管理者に徹している。 行政と地域住民やコミュニティビジネスなどとの役割分担が必要 	<p>【地域を考える場合の単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティを考える場合の最大範囲は「総合支所」の空間範囲。5つの総合支所ごとに地域特性がきれいにわかる。 空間範囲の違いによる公共的課題への取組みの相違 <ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所の範囲 課題の解決には行政とのタイアップが不可欠 ② 出張所・まちづくりセンターの範囲 住民と行政が対等なパートナーになって解決 ③ 小学校区の範囲 住民と行政が対等なパートナーになって解決 ④ 町会・自治会の範囲 住民が相当な部分まで自ら課題を解決 防災を考えた場合の地域コミュニティ空間範囲は、避難所となる小学校区から出張所・まちづくりセンター程度まで <p>【地域コミュニティのあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> このまちでなければ嫌だ、便利な場所に引っ越すのは嫌だという固有のコミットメントを生み出すためには場所を主体とすべき。世田谷に住むということは、こういう場所に住むのだということを探る。 <p>【地域で活動する団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若い人が地域で参加できるように組織・団体を考えていく 新しい公共を地域の若い人を中心につくっていく 町会・自治会・N P O・各種地域団体との関係、新しい公共、住民参加や協働について区としての考えを出していくべき 町会・自治会・N P O・小学校区単位での関係など様々な組織のいろいろなつながりをつなげていく 高齢者、障害者、子育てなどを支える支援ネットワークの形成 N P Oやソーシャルビジネスのノウハウをもっと活用すべき（投資家のチャレンジを喚起する環境の整備） ノウハウのあるコミュニティビジネスを呼び込んで、コミュニティを活性化させる（ただし、町会の仕事にはコミュニティビジネスには馴染まないものもあるのではないか） <p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政に参加するための情報パッケージを整備すべき 区民意見反映・区民参画の手法の制度化 行政は地域に入っていく、緊密にコミュニケーションをとりながら知恵を集約すべき 行政はルールメーカーであるべき。ルールのパラメーターを調整し、社会によいことをすれば儲かるというルールで事業者を誘導する。 行政がなすべきは、N P O等の事業者が継続的に事業を営む動機を持ちえるようなソースの配置を行いルールの変更を行うこと

課題、現状認識	方向性
<p>【行政組織・地域行政制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は区民から見ると縦割りにしかなくない。区の窓口、参加の仕組みのあり方をシステム化できないか 行政窓口の合理性・効率性を考えると、出張所・まちづくりセンターにあらゆるサービスを備えることは難しい。一方、出張所・まちづくりセンターは防災の観点からは重要 <p>【地方政府としての行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都や国からどう自立するかがこれからの20年の世田谷区にとって非常に大事 中央省庁が持っている規制・権限とぶつかる部分について、規制を緩める必要がある <p>【行政経営改革・財政】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革の視点を忘れてはならない。効果的で効率的な行政執行体制をどう確立するのか 財政面が重要。 	<p>【行政組織・地域行政制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に暮らす区民自身が地域課題を自分たちの力で解決できるための力を持つためには、出張所・まちづくりセンターにある程度の権限・人員配分が必要 総合支所単位エリアでの地域特性を活かした行政 4層の地域コミュニティの単位（①総合支所、②出張所・まちづくりセンター、③小学校区、④町会・自治会）に応じた地域コミュニティと行政との関係の検討と住民参画の手法の検討 <p>【地方政府としての行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な行政権限と財源の確保（教員人事権、児童相談所の移管など） <p>【行政経営改革・財政】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革の徹底 公共サービスにおけるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの役割の拡大 身の丈にあった基本構想とすべき



基本構想
<p>0 策定の背景・世田谷区の歴史的沿革</p> <p>1 基本構想の位置付けと役割</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 区民と行政で共有する公共計画 ② 各種行政計画の基本となる最上位の計画 <p>2 基本理念</p> <p>区民が地域の主人公として地域に関わる社会の実現</p> <p>3 重点的・具体的な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域での新たなつながりの形成 <ul style="list-style-type: none"> ※ 若い人達が参加できる組織団体を考え、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの参画などにより新しい地域ネットワークをつくっていく ※ 地域の範囲は、出張所・まちづくりセンターから小学校区を基本とする。 ② 行政のルール管理者への移行 <p>4 実現の方策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 区民、事業者、行政の役割分担、協働をどう進めていくかを示す ② 区民による基本構想の進捗状況のチェック ③ 身の丈（財政状況）に応じた施策

基本計画大綱
<p>【基本構想に基づき世田谷区が行政として取り組むべき施策のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無関心層をなくし、区政に関心を持ってもらうための取組み（区民意見反映・区民参画の手法の制度化など） 公共サービスにおけるNPOや地域との連携の推進 NPO・ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの地域参加を促す環境の整備 地域コミュニティの単位に合わせた住民参加の手法、行政組織の検討 ルール管理者としての機能の強化 必要な行政権限と財源の確保（教員人事権・児童相談所移管など） 行政経営改革の徹底



世田谷区における行政機関等の管轄区域割

町名(50音順)	総合支所・ 土木公園管 理事務所・協 社会福祉協 議会(5)	出張所・まちづくりセン ター(27)	地区社会 福祉協議 会(28)	清掃事務 所(3)	税務署 (3)	警察署 (4)	消防署 (3)、 消防団 (3。分 団は3 6)	水道局 (営業 所。2)
池尻1~3	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
池尻4(1~32番)	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
三宿1・2	世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
太子堂1~5	世田谷	太子堂出張所	太子堂	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
三軒茶屋1	世田谷	太子堂出張所	太子堂	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
三軒茶屋2	世田谷	若林まちづくりセンター	若林	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
若林1~5	世田谷	若林まちづくりセンター	若林	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
世田谷1~4	世田谷	上町まちづくりセンター	上町	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
桜1~3	世田谷	上町まちづくりセンター	上町	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
弦巻1~5	世田谷	上町まちづくりセンター	上町	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
宮坂1~3	世田谷	経堂出張所	経堂	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
桜丘1~5	世田谷	経堂出張所	経堂	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
経堂1~5	世田谷	経堂出張所	経堂	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷
下馬1~4	世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
下馬5~6	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
野沢1~4	世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
上馬1~5	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
駒沢1(1~19番)	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
駒沢1(20~24番)	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬	世田谷	世田谷	玉川	世田谷	世田谷(太子堂分室)
駒沢2	世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷(太子堂分室)
代田1~3	北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
梅丘1~3	北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
豪徳寺1・2	北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
代沢1~5	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
池尻4(33~39番)	北沢	代沢まちづくりセンター	代沢	世田谷	世田谷	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
代田4~6	北沢	新代田まちづくりセンター	新代田	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
羽根木1・2	北沢	新代田まちづくりセンター	新代田	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
大原1・2	北沢	新代田まちづくりセンター	新代田	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
北沢1~5	北沢	北沢出張所	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
松原1~6	北沢	松原まちづくりセンター	松原	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
赤堤1~5	北沢	松沢まちづくりセンター	松沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷	世田谷(太子堂分室)
桜上水1~5	北沢	松沢まちづくりセンター	松沢	世田谷	北沢	成城	世田谷	世田谷
東玉川1・2	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
奥沢1~3	玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)

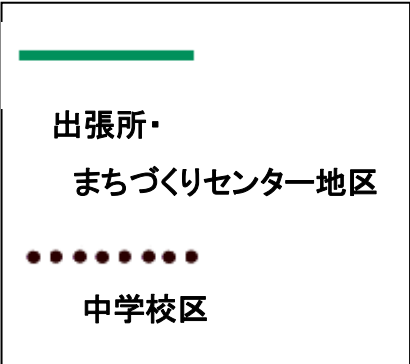
町名(50音順)	総合支所・土木事務所・社会福祉協議会(5)	出張所・まちづくりセンター(27)	地区社会福祉協議会(28)	清掃事務所(3)	税務署(3)	警察署(4)	消防署(3)、消防団(3。分団は36)	水道局(営業所。2)
玉川田園調布1・2	玉川	九品仏まちづくりセンター	九品仏	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
奥沢4~8	玉川	九品仏まちづくりセンター	九品仏	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
玉堤1・2	玉川	等々力出張所	等々力	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
等々力1~8	玉川	等々力出張所	等々力	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
尾山台1~3	玉川	等々力出張所	等々力	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
上野毛1~4	玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
野毛1~3	玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
中町1~5	玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
上用賀1~6	玉川	用賀出張所	用賀	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
用賀1~4	玉川	用賀出張所	用賀	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
玉川1~4	玉川	用賀出張所	用賀	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
瀬田1~5	玉川	用賀出張所	用賀	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
玉川台1・2	玉川	用賀出張所	用賀	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
駒沢3~5	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
駒沢公園	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
新町1~3	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
桜新町1・2	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
深沢1~8	玉川	深沢まちづくりセンター	深沢	玉川	玉川	玉川	玉川	世田谷(太子堂分室)
祖師谷1~6	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷	砧	世田谷	成城	成城	世田谷
千歳台1・2	砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷	砧	北沢	成城	成城	世田谷
成城1~9	砧	成城出張所	成城	砧	世田谷	成城	成城	世田谷
船橋1~7	砧	船橋まちづくりセンター	船橋	砧	北沢	成城	成城	世田谷
千歳台3~6	砧	船橋まちづくりセンター	船橋	砧	北沢	成城	成城	世田谷
喜多見1~9	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見	砧	世田谷	成城	成城	世田谷
宇奈根1~3	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見	砧	玉川	成城	成城	世田谷
鎌田1~4	砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見	砧	玉川	成城	成城	世田谷
岡本1~3	砧	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城	世田谷
大蔵1~6	砧	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城	世田谷
砧1~8	砧	砧まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城	世田谷
砧公園	砧	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城	世田谷
上北沢1~5	烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢	砧	北沢	成城	世田谷	世田谷
八幡山1~3	烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢	砧	北沢	成城	成城	世田谷
上祖師谷1~7	烏山	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷	砧	世田谷	成城	成城	世田谷
粕谷1~4	烏山	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷	砧	北沢	成城	成城	世田谷
給田1~5	烏山	烏山出張所	烏山	砧	北沢	成城	成城	世田谷
南烏山1~6	烏山	烏山出張所	烏山	砧	北沢	成城	成城	世田谷
北烏山1~9	烏山	烏山出張所	烏山	砧	北沢	成城	成城	世田谷

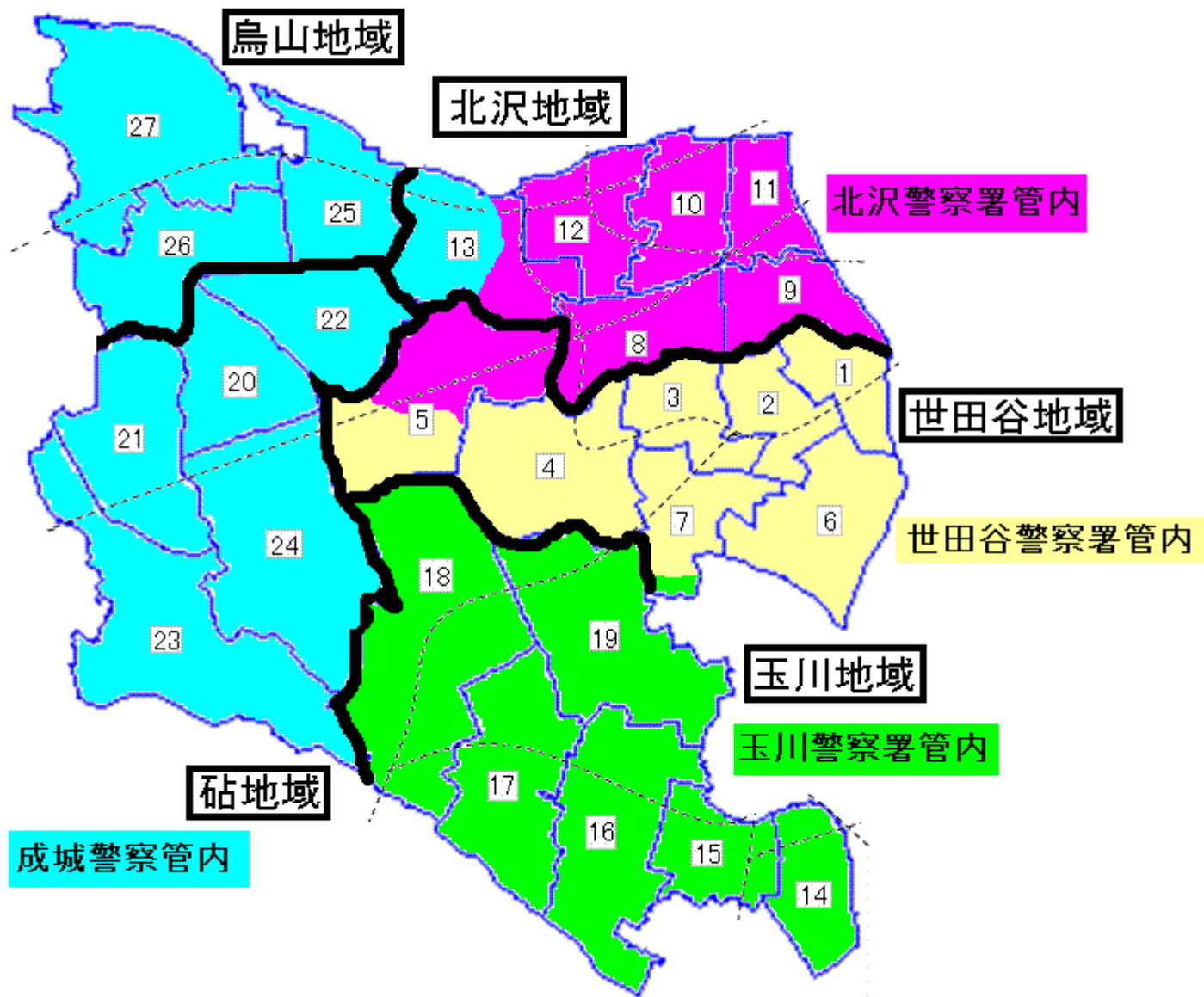
小学校区

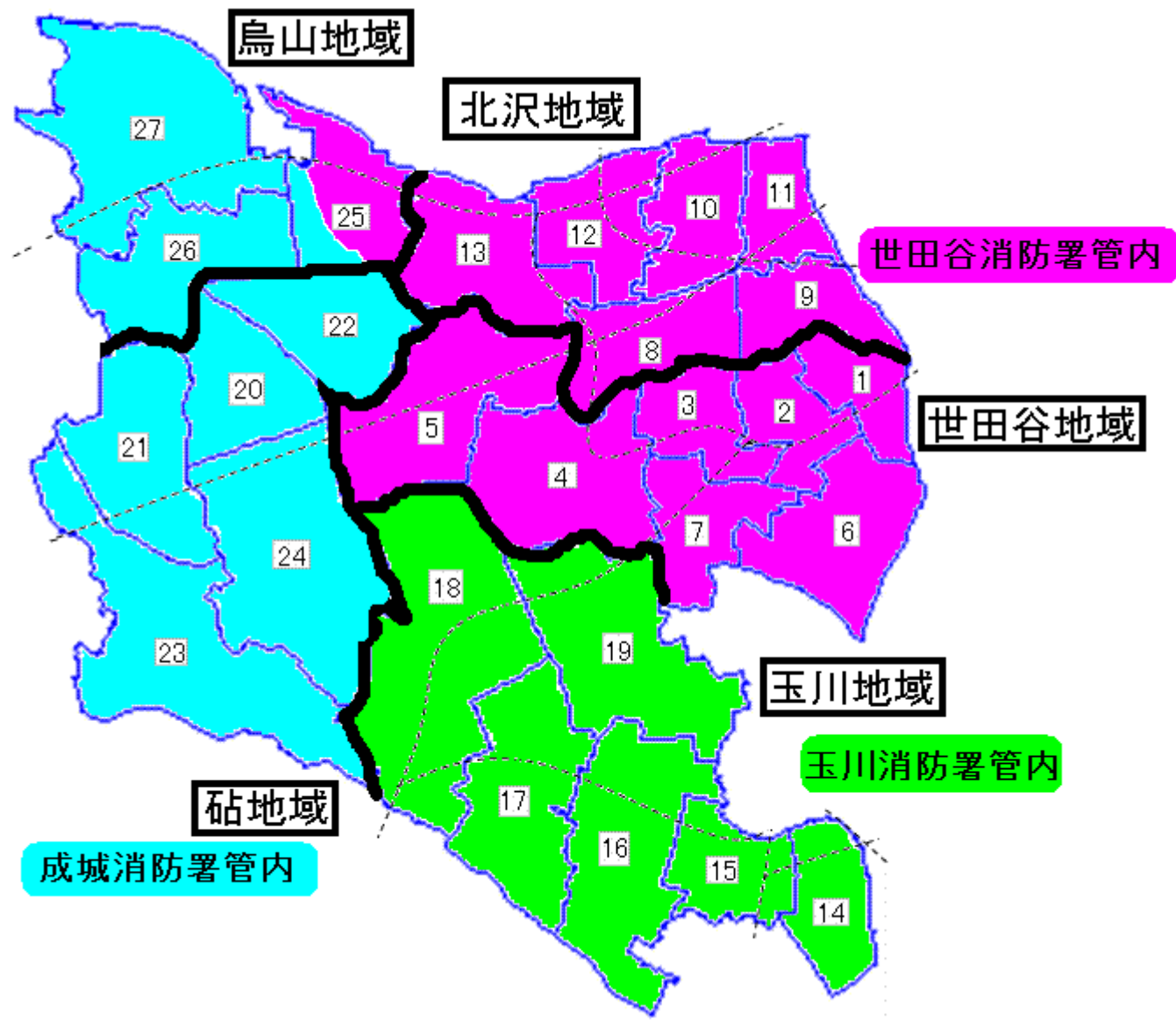


-  出張所・まちづくりセンター地区
-  小学校区

中学校区







区内の消防団・防災区民組織の状況

1 消防団

区内3箇所の消防署の管轄区域ごとに編成されている。

	定員	現員
本部	9	37
第1分団	35	26
第2分団	45	45
第3分団	45	29
第4分団	35	28
第5分団	45	39
第6分団	41	27
第7分団	45	35
第8分団	45	46
第9分団	45	30
第10分団	45	31
第11分団	35	28
第12分団	35	25
第13分団	40	37
第14分団	35	29
第15分団	30	24
第16分団	30	29
第17分団	30	19
第18分団	30	15
合計	700	579
		83%

	定員	現員
本部	8	17
第1分団	27	21
第2分団	27	13
第3分団	26	30
第4分団	26	22
第5分団	26	17
第6分団	27	18
第7分団	26	19
第8分団	26	23
第9分団	27	24
第10分団	27	35
第11分団	27	27
	300	266
		89%

	定員	現員
本部	12	24
第1分団	32	32
第2分団	22	17
第3分団	39	39
第4分団	49	49
第5分団	46	33
第6分団	30	30
第7分団	20	19
	250	243
		97%

	消防団	分団	定員	現員
区内全体	3	36	1250	1088
				87%

※ 数字は、平成24年4月1日現在

2 防災区民組織

主に町会・自治会単位で構成されているが、町会・自治会を単位としていない場合もある。

世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
53	47	40	42	39	221

※ 数字は、平成24年4月1日現在

世田谷区内に主たる事務所を置くNPO法人（都知事認証）の一覧及び区との連携等の状況

（法人は平成24年3月31日現在。連携等は平成23年度実績）

No.	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
1	特定非営利活動法人 ABC		○				○	○						○				○	
2	特定非営利活動法人 ETERNAL	○	○	○							○								○
3	特定非営利活動法人 NPO昭	○	○							○				○					○
4	特定非営利活動法人 アースワークス・ジャパン	○	○				○					○	○	○			○		○
5	特定非営利活動法人 アート工房らん	○	○	○															手織り講座（連携）
6	特定非営利活動法人 愛育学園すみれ	○	○										○						○ 障害児通所サービス、デイサービス（連携）
7	特定非営利活動法人 IFC国際友好支援の会	○	○	○			○	○		○	○								○
8	特定非営利活動法人 藍工房	○					○				○								○ 精神障害者等グループホーム運営（連携）
9	特定非営利活動法人 ITみらい塾 ぷらっと三茶		○									○	○	○			○		○
10	特定非営利活動法人 ITF	○	○	○										○					○
11	特定非営利活動法人 アウトリーチ	○	○	○									○						
12	特定非営利活動法人 青空計画			○			○	○											○
13	あおぞらネット	○											○						
14	特定非営利活動法人 アクト世田谷たすけあいワーカーズゆ	○		○									○	○					○
15	特定非営利活動法人 Asia Initiatives	○	○					○			○								
16	特定非営利活動法人 ASIA 言語文化交流協会		○				○			○	○								
17	特定非営利活動法人 アジア地域福祉と交流の会	○	○							○	○			○					○
18	特定非営利活動法人 アジアの新しい風						○				○								
19	特定非営利活動法人 アジア福祉政策開発協会										○								
20	特定非営利活動法人 あしたば会日本障害者福祉センター	○	○																○
21	特定非営利活動法人 ASK	○								○			○						
22	特定非営利活動法人 ATAC	○		○				○		○	○	○	○	○		○			

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容	
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護
23	特定非営利活動法人 アビィフィールド世田谷協会	○	○	○														
24	特定非営利活動法人 ABRAZO						○	○			○		○				○	
25	特定非営利活動法人 アフリカ野球友の会						○				○							
26	特定非営利活動法人 ありがとうをあしたへ遺す会		○	○														○
27	特定非営利活動法人 アルス	○	○															○
28	特定非営利活動法人 アンジュフルール	○	○				○		○	○	○	○						
29	特定非営利活動法人 安全・キレイまちづくり推進協会			○					○									
30	特定非営利活動法人 ETE		○	○			○	○			○		○	○	○	○	○	○
31	特定非営利活動法人 イーパー		○											○				○
32	特定非営利活動法人 家づくりプロデューサー23		○	○				○										
33	特定非営利活動法人 イルカ	○		○				○	○		○							
34	特定非営利活動法人 ウィーキャン世田谷	○										○		○				障害者IT講座（連携）、障害者施設運営管理（受託）
35	特定非営利活動法人 ウォールアートプロジェクト		○				○				○							
36	特定非営利活動法人 うつ支援ネットワーク	○	○							○								
37	特定非営利活動法人 ウッドベッカーの森	○		○										○			○	就労移行継続支援事業（受託）
38	特定非営利活動法人 U d o b e	○	○	○			○			○	○	○	○			○	○	
39	特定非営利活動法人 生まれ育ちとこころを学ぶサンノの会		○							○	○		○					
40	特定非営利活動法人 海の会												○		○	○		
41	特定非営利活動法人 栄養衛生相談室	○	○	○							○							○
42	特定非営利活動法人 笑顔せたがや	○	○	○			○		○				○					○
43	特定非営利活動法人 エク・プロジェクト		○				○						○					○
44	特定非営利活動法人 えこひろ		○	○				○					○	○				○
45	特定非営利活動法人 エコメッ		○	○					○	○			○					○
46	特定非営利活動法人 エコロジカル・フットプリント・ジャ	○	○	○			○	○					○		○	○	○	
47	特定非営利活動法人 エスアクティブ						○											

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
48	特定非営利活動法人 SSSCスモールスクールちんげん		○				○	○				○		○				○	
49	特定非営利活動法人 S. U総合企画	○																	障害者就労継続支援（連携）
50	特定非営利活動法人 HCTMリサーチセンタ	○																○	
51	特定非営利活動法人 Educational Future Center		○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
52	特定非営利活動法人 NPOコミュニケーション支援機構		○	○			○						○						
53	特定非営利活動法人 NPOコミュニティスクール	○	○	○									○					○	
54	特定非営利活動法人 NPO法人ラグビーパークジャパン		○				○						○						
55	特定非営利活動法人 NPO法人市民ビジネスサポートセン	○	○	○			○	○									○		
56	特定非営利活動法人 NPO法人瑞穂の国再生事業																○	○	
57	特定非営利活動法人 Ever Lasting Friend	○	○	○			○				○	○						○	
58	特定非営利活動法人 エマージェンシー・マネジメント・アカデミー			○				○	○										○
59	特定非営利活動法人 MIPスポーツ・プロジェクト	○	○				○				○	○						○	中学校部活動講師派遣（受託）
60	特定非営利活動法人 L'IC						○				○							○	
61	特定非営利活動法人 LSCコラ育英基金		○								○	○							
62	特定非営利活動法人 演劇百貨		○		○						○							○	
63	特定非営利活動法人 エンジェルグループ	○																	福祉タクシー（連携）
64	特定非営利活動法人 エンジョイランニング	○					○					○						○	
65	特定非営利活動法人 エンチャイルド		○							○	○	○							
66	特定非営利活動法人 エンディングセンター	○	○				○	○										○	
67	特定非営利活動法人 OC普及推進事業団	○	○									○	○	○				○	
68	特定非営利活動法人 音の文化研究会	○		○			○												
69	特定非営利活動法人 おばあちゃんの知恵袋の会	○	○															○	

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
70	特定非営利活動法人 おひさま保育の会												○						待機児童の保育（連携）
71	特定非営利活動法人 親子ネットワークVIVO		○				○						○						
72	特定非営利活動法人 オン・ザ・ロード		○					○		○	○		○						
73	特定非営利活動法人 GARDEN FRIENDS			○				○				○						○	
74	特定非営利活動法人 外国人在留資格研究会										○								
75	特定非営利活動法人 カウンセリング研究会ゆうき	○																	
76	特定非営利活動法人 科学技術リテラシー研究会		○										○			○			
77	特定非営利活動法人 学際領域研究所	○						○								○		○	
78	特定非営利活動法人 学生団体新人会		○							○	○							○	
79	特定非営利活動法人 語らいの	○		○										○				○	ひとり暮らし高齢者等の会食事業（連携）、認知症予防プログラム等（受託）
80	特定非営利活動法人 ガチャパンとともに生きる会	○								○								○	
81	特定非営利活動法人 カブラー			○													○	○	
82	特定非営利活動法人 カミノ		○																
83	特定非営利活動法人 環境グリーンエイト		○	○				○						○				○	
84	特定非営利活動法人 環境福祉ソリューションセンター	○	○	○				○										○	
85	特定非営利活動法人 器楽劇協		○					○			○		○					○	
86	特定非営利活動法人 キディ文化スポーツ振興会		○	○				○					○					○	
87	特定非営利活動法人 砧音楽療法研究会	○	○					○					○						
88	特定非営利活動法人 キャリナ		○	○				○										○	
89	特定非営利活動法人 救済バンクSaver	○	○	○				○	○	○			○	○			○	○	
90	特定非営利活動法人 響心会	○		○						○								○	障害者就労継続支援（連携）、区立公園等清掃（受託）
91	特定非営利活動法人 共存の森ネットワーク		○	○				○			○		○					○	
92	特定非営利活動法人 きれいなまち		○	○		○					○							○	
93	特定非営利活動法人 禁煙ネッ	○	○					○					○					○	
94	特定非営利活動法人 ぐらしの経済サポートセンター		○										○				○	○	セカンドライフ講座（連携）

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容	
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護
95	特定非営利活動法人 グリーン・ピープル・スポット	○		○														○
96	特定非営利活動法人 クリカ		○				○				○		○					○
97	特定非営利活動法人 グループ					○					○							○
98	特定非営利活動法人 グループ・ネクサス	○																○
99	特定非営利活動法人 ケアネットワーク東京	○																
100	特定非営利活動法人 CARE-WAVE		○							○	○							
101	特定非営利活動法人 ケアズ世田谷	○	○								○							
102	特定非営利活動法人 経済教育研究会		○															
103	特定非営利活動法人 芸術への行動		○	○							○		○					○
104	特定非営利活動法人 血液患者コミュニティももの木	○									○		○	○				○
105	特定非営利活動法人 健康フォーラムけやき21	○	○															○ 運動機能向上プログラム等（受託）
106	特定非営利活動法人 健康・福祉支援センター	○	○	○										○				○
107	特定非営利活動法人 現代美術研究会																	
108	特定非営利活動法人 現代朗読協会		○									○	○	○				○
109	特定非営利活動法人 建築総合市場			○														
110	特定非営利活動法人 公共空間づくり応援団		○	○								○	○	○	○			○
111	特定非営利活動法人 高次脳機能障害支援ネット	○	○															
112	特定非営利活動法人 高濃度ビタミンC点滴療法学会	○																
113	特定非営利活動法人 国際芸術家センター										○	○						○
114	特定非営利活動法人 国際交流団体STEP		○								○	○	○	○				○
115	特定非営利活動法人 国際写真交流協会													○				○
116	特定非営利活動法人 国際テキスタイルネットワークジャパ		○										○				○	
117	特定非営利活動法人 国際貿易開発センター	○																

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
118	特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会		○					○	○		○								
119	特定非営利活動法人 ここよみ	○	○	○							○	○	○	○					
120	特定非営利活動法人 50カラット会議		○																○
121	特定非営利活動法人 コスファ (COSFA)			○				○	○				○						○
122	特定非営利活動法人 子育て学協会	○	○										○						○
123	特定非営利活動法人 子育てねっとSukusuku		○						○				○						○
124	特定非営利活動法人 国境なき楽団	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
125	特定非営利活動法人 こども劇場せたがや		○	○				○					○						○
126	特定非営利活動法人 こども福祉研究所	○		○				○		○			○						○
127	特定非営利活動法人 コミュニティスクール・まちデザイン	○	○	○				○	○				○			○	○	○	
128	特定非営利活動法人 コミュニティ・ネットワーク・ウェー	○																	こころのサポート講座等（連携）、DV相談・職員研修（受託）
129	特定非営利活動法人 コンピト	○	○	○									○				○	○	
130	特定非営利活動法人 サーンズ生涯スポーツ支援ネットワーク世田谷			○				○	○					○					○
131	特定非営利活動法人 災害人道医療支援会	○						○											○
132	特定非営利活動法人 サイド・バイ・サイド・インターナ	○	○						○				○						
133	さくら並木ネットワーク								○								○		
134	特定非営利活動法人 サポート出合い	○		○									○						福祉タクシー（連携）
135	特定非営利活動法人 サポートネットワーク夢・かなえたい	○							○										○
136	特定非営利活動法人 さら就労プロジェクト	○																	○
137	特定非営利活動法人 サン・スマイル	○	○																○
138	特定非営利活動法人 サンタ倶楽部		○										○						○
139	特定非営利活動法人 サンP a l m a	○																	○
140	特定非営利活動法人 幸せクラ	○							○				○						○
141	特定非営利活動法人 幸せの家		○																○

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容	
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護
142	特定非営利活動法人 シーデクセマ評議会			○								○		○	○	○	○	
143	特定非営利活動法人 Seeds of Species		○					○					○					○
144	特定非営利活動法人 JML 音楽研究所							○										
145	特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク	○											○					○
146	特定非営利活動法人 シニアS OHO世田谷	○	○	○				○	○			○	○	○				○
147	社会的養護で育つ子どもたちの地位向上ネットワーク	○	○										○					
148	特定非営利活動法人 社会動物環境整備協会	○	○	○				○	○				○					○
149	特定非営利活動法人 JAPAN ECO PROJECT								○									
150	特定非営利活動法人 ジャパンハーブソサエティ	○	○	○				○	○				○					○
151	特定非営利活動法人 ジャパンバングラデシュソサエティ	○	○					○	○				○					
152	特定非営利活動法人 ジャパンミュージックサポート協議会		○	○				○					○					
153	特定非営利活動法人 修学院		○									○	○	○	○	○	○	○
154	特定非営利活動法人 住環境ネット	○	○	○				○										○
155	特定非営利活動法人 住宅ハウズドクター集団			○				○										
156	特定非営利活動法人 JOY	○	○					○										○
157	特定非営利活動法人 ジョイントT・M	○											○					○
158	特定非営利活動法人 障害者支援情報センター	○	○	○										○				○
159	特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会																	○
160	特定非営利活動法人 消費者ネットワーク		○															
161	特定非営利活動法人 自立生活センターHANDS世田谷	○	○	○				○										
162	特定非営利活動法人 自立の家	○		○														○
163	特定非営利活動法人 THINK AGAIN実行委員会	○	○					○	○									
164	特定非営利活動法人 人権タイムス																	○

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容			
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援	
165	特定非営利活動法人 人権福祉支援センター	○						○			○	○		○	○			○		
166	特定非営利活動法人 新生活普及協会	○	○																	
167	特定非営利活動法人 森林ライフスケープ研究所		○	○				○					○						○	
168	特定非営利活動法人 素顔の日本を紹介する会			○						○	○						○		○	
169	STeLA Japan		○								○					○				
170	特定非営利活動法人 STOR	○						○											障害者就労継続支援、自立訓練（連携）	
171	特定非営利活動法人 「すばる福祉協会」	○	○																○	
172	特定非営利活動法人 スフィー							○					○							
173	特定非営利活動法人 生活創生研究所							○			○		○							
174	特定非営利活動法人 青少年育成支援ネットワーク		○								○		○							
175	特定非営利活動法人 セイセン	○	○					○												
176	特定非営利活動法人 セイピースプロジェクト		○					○		○	○								○	
177	特定非営利活動法人 セーフティーリビング	○		○				○	○	○									○	家具転倒防止器具取付支援（受託）
178	特定非営利活動法人 世界遺産等文化遺産をきれいに永く保存する会							○			○									
179	特定非営利活動法人 せたがや移動ケア	○		○									○	○					○	
180	特定非営利活動法人 世田谷NPO法人協議会	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なかまちNPOセンター運営（連携）、職員研修、支援ネットワーク構築（受託）
181	特定非営利活動法人 せたがやオルタナティブハウジングサ	○	○	○				○					○						○	
182	特定非営利活動法人 世田谷楽友協会	○	○					○					○							
183	特定非営利活動法人 せたがや環境推進21			○				○											○	リサイクル施設運営、廃油・資源回収拠点（受託）
184	特定非営利活動法人 世田谷区視力障害者福祉協会	○	○	○																声の広報作成、はり・灸・マッサージ事業等（受託）
185	特定非営利活動法人 世田谷区聴覚障害者協会	○	○																	登録手話通訳者選考試験（連携）、手話通訳者派遣・研修等（受託）
186	特定非営利活動法人 世田谷高齢者の医療・看護・介護を考	○																		
187	特定非営利活動法人 せたがや子育てネット			○								○	○	○					○	リーダー交流会（連携）、産前産後セルフケア講座（受託）

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
188	特定非営利活動法人 世田谷さくら会	○	○							○				○			○	障害者就労継続支援等（連携）、区立公園等清掃（受託）	
189	特定非営利活動法人 世田谷桜丘まちづくり		○	○			○	○					○				○	ハロウィンパレード等（連携）	
190	特定非営利活動法人 世田谷ジュニア新体操クラブ						○						○						
191	特定非営利活動法人 せたがや白梅	○																○	障害者就労継続支援（連携）、区立公園等清掃（受託）
192	特定非営利活動法人 せたがや地域ケア研究会	○	○															○	福祉タクシー（連携）
193	特定非営利活動法人 SETAGAYA21		○	○			○	○	○		○		○					○	
194	特定非営利活動法人 世田谷のみどりと防災を考える会			○			○	○									○		
195	特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター	○	○	○									○	○				○	女性就業バックアップ講座、住まいあんしん訪問サービス等（受託）
196	特定非営利活動法人 世田谷福祉住環境コーディネーター研	○		○														○	
197	特定非営利活動法人 世田谷文芸クラブ		○				○												
198	特定非営利活動法人 世田谷まちづくり市民評議会		○	○					○					○				○	
199	特定非営利活動法人 せたがや街並保存再生の会			○			○												地域風景遺産の保存・啓発（連携）等
200	特定非営利活動法人 世田谷まなびばネット		○	○									○					○	
201	特定非営利活動法人 世田谷マンション管理組合ネットワーク		○	○														○	管理組合連絡協議会設立準備（連携）
202	特定非営利活動法人 世田谷ミニキャブ区民の会	○		○															福祉タクシー（連携）
203	特定非営利活動法人 摂食障害者のためのピアサポートセンター i-NABA	○	○															○	
204	特定非営利活動法人 選挙管理システム研究会		○															○	
205	特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク	○		○				○			○	○	○					○	
206	特定非営利活動法人 全国環境学習支援ネット		○				○	○				○						○	
207	特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会	○	○				○					○						○	
208	特定非営利活動法人 先端教育情報研究所		○								○								

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容			
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援	
209	特定非営利活動法人 全日本杖道連盟						○											○		
210	特定非営利活動法人 全日本フラ協会		○				○				○							○		
211	特定非営利活動法人 総合学び支援てにをは倶楽部		○				○					○								
212	特定非営利活動法人 ソーシャルケア清和会	○								○										
213	特定非営利活動法人 ソーシャル・レスポンスビリティ・サポート		○														○	○		
214	特定非営利活動法人 祖師谷ウルトラマン商店街スタンプ研	○		○					○								○	○		
215	特定非営利活動法人 大学プロスタッフ・ネットワーク		○				○				○	○			○			○		
216	特定非営利活動法人 体験型科学教育研究所（リアルサイエ		○									○			○					
217	特定非営利活動法人 太陽の会		○				○			○	○		○						○	
218	特定非営利活動法人 大連国際中医学協会	○	○																○	
219	特定非営利活動法人 たずねびとの会									○	○	○	○	○					○	
220	特定非営利活動法人 たつなみ	○		○						○				○					○	障害児通所サービス、福祉タクシー（連携）、認知症予防プログラム（受託）
221	特定非営利活動法人 建物管理技術振興会	○	○	○																
222	特定非営利活動法人 楽しいひととき出前どころ	○		○									○				○	○		
223	特定非営利活動法人 玉川にエコタウンをつくる会			○			○													
224	特定非営利活動法人 多摩川にこにこ倶楽部	○		○																
225	特定非営利活動法人 玉川保育の会												○							待機児童の保育（連携）
226	特定非営利活動法人 玉川まちづくりハウス	○		○					○					○					○	自然体験遊び場事業（受託）
227	特定非営利活動法人 地域社会活性化フォーラム			○			○					○		○			○	○		
228	特定非営利活動法人 地域みらいセンター			○										○			○	○		
229	特定非営利活動法人 Chec	○	○	○					○			○		○					○	
230	特定非営利活動法人 地球足もみ健康法実践普及協会	○	○																	
231	特定非営利活動法人 地球環境カレッジ		○	○			○												○	

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容			
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援	
232	特定非営利活動法人 地球環境フォーラム		○				○	○					○			○				
233	特定非営利活動法人 地球の緑を守る会							○												
234	特定非営利活動法人 地球は食	○						○					○	○			○			
235	特定非営利活動法人 地場産業振興会		○	○																
236	特定非営利活動法人 チャイルド・フォーラム		○					○					○							
237	特定非営利活動法人 チャンプチャイルドガード							○					○							
238	特定非営利活動法人 中国青少年との交流を推進する会		○					○		○	○		○	○					○	
239	特定非営利活動法人 中小事業者支援の会			○													○			
240	特定非営利活動法人 超音波スクリーニングネットワーク	○						○												
241	特定非営利活動法人 通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会		○					○			○	○	○	○			○			
242	特定非営利活動法人 つくしの												○	○					○	待機児童の保育（連携）
243	特定非営利活動法人 土とみどりをを守る会			○				○	○										○	地域風景遺産の保存・啓発（連携）
244	特定非営利活動法人 つどい	○																		精神障害者ホームヘルパー研修等（連携）、障害者相談支援（受託）
245	特定非営利活動法人 TSUBOMI	○	○					○				○	○							
246	特定非営利活動法人 T&E企	○	○																	障害者就労継続支援（連携）
247	特定非営利活動法人 TUA東京審判協会		○	○				○					○							○
248	特定非営利活動法人 でふた	○	○																	
249	特定非営利活動法人 tendo world aikido	○						○					○							○
250	特定非営利活動法人 東京押花文化普及協会		○					○					○							
251	特定非営利活動法人 東京教育メディアネットワークス		○										○							○
252	特定非営利活動法人 東京世田谷アスレティッククラブ		○					○					○							
253	特定非営利活動法人 東京難病団体連絡協議会	○																		○
254	特定非営利活動法人 東京ノーヴィ・レパトリーシアター		○					○					○							○
255	特定非営利活動法人 東京ラグビークラブ		○	○				○					○							

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容	
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護
256	特定非営利活動法人 東南アジアネットワーク	○									○						○	
257	特定非営利活動法人 とうめい福祉推進ネット	○															○	
258	特定非営利活動法人 都市近郊農業交流センター		○													○	○	
259	特定非営利活動法人 友の輪会		○				○							○			○	
260	ＴＯＬＩ協会	○	○								○							
261	特定非営利活動法人 なかよし子育てねっと												○				○	待機児童の保育（連携）
262	特定非営利活動法人 ナチュラルリングトラスト		○	○									○					
263	特定非営利活動法人 南画院						○							○			○	
264	特定非営利活動法人 虹	○	○	○													○	障害者就労継続支援（連携）、区立公園等清掃（受託）
265	特定非営利活動法人 にじの絵のぐ	○	○	○			○				○		○				○	
266	特定非営利活動法人 にじのこ	○	○	○			○				○		○	○			○	障害児通所サービス事業等（連携）
267	特定非営利活動法人 虹のリボン事務局	○	○								○		○				○	
268	特定非営利活動法人 20代専門家センター															○	○	
269	特定非営利活動法人 日欧ライフネットワーク協会	○	○				○				○			○			○	
270	特定非営利活動法人 日中文化交流推進会		○				○				○							
271	特定非営利活動法人 日本アフリカ親善協会	○	○				○				○		○				○	
272	特定非営利活動法人 日本IRプランナーズ協会		○														○	
273	特定非営利活動法人 日本刺青衛生協会	○					○				○							
274	特定非営利活動法人 日本インターンシップ機構						○				○					○	○	
275	特定非営利活動法人 日本ウェブストレッチ協会	○					○						○				○	
276	特定非営利活動法人 日本エイジング・アドバイザー協会		○															
277	特定非営利活動法人 日本オフロードショートトラック連盟	○					○						○				○	
278	特定非営利活動法人 日本ガラパゴスの会		○				○	○					○		○		○	
279	特定非営利活動法人 日本環境整備技術指導機構							○	○							○		

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容	
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護
280	特定非営利活動法人 日本救急 Messenger	○	○	○			○	○	○		○		○	○			○	
281	特定非営利活動法人 日本国際ケアエイド協会	○									○							
282	特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会		○										○					養育困難家庭等ホームヘルパー派遣、産前産後支援（受託）
283	特定非営利活動法人 日本こどものための委員会	○	○	○					○	○	○		○	○				○
284	特定非営利活動法人 日本酒伝道師協会		○															○
285	特定非営利活動法人 日本人生哲学感情心理学会	○	○							○		○						○
286	特定非営利活動法人 日本森林管理協議会						○								○	○		
287	特定非営利活動法人 日本森林保健学会	○					○	○										
288	特定非営利活動法人 日本スポーツアロマトレーナー協会	○					○				○		○					○
289	特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養研究会						○											○
290	特定非営利活動法人 日本政治総合研究所						○				○							
291	特定非営利活動法人 日本双極性障害団体連合会	○								○						○		
292	特定非営利活動法人 日本体調改善運動普及協会		○				○											
293	特定非営利活動法人 日本ダブルダッチ協会			○			○						○					
294	特定非営利活動法人 日本知的障害者スキー協会	○	○				○				○							
295	特定非営利活動法人 日本ツアーナビゲーター協会																	○
296	特定非営利活動法人 日本ティール協会	○					○				○		○					○
297	特定非営利活動法人 日本電磁波エネルギー応用学会		○				○	○			○				○	○	○	○
298	特定非営利活動法人 日本トピアリー協会	○		○			○	○			○		○	○		○	○	○
299	特定非営利活動法人 日本なごみ絵協会						○						○					
300	特定非営利活動法人 日本のふる里体験村			○			○	○					○					○
301	特定非営利活動法人 日本ハーブソムリエ協会	○	○															○

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
302	特定非営利活動法人 日本ヒアリングインターナショナル	○									○			○					
303	特定非営利活動法人 日本美術振興支援協会		○				○				○							○	
304	特定非営利活動法人 日本武術連盟	○	○	○			○	○	○	○	○		○					○	
305	特定非営利活動法人 日本フットサル振興会		○	○			○						○						
306	特定非営利活動法人 日本プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー協会		○							○								○	
307	特定非営利活動法人 日本文化		○				○												
308	特定非営利活動法人 日本冒険遊び場づくり協会	○	○										○					○	
309	日本防災士会世田谷支部							○	○										
310	特定非営利活動法人 日本・モルジブネットワーク	○	○				○	○			○								
311	特定非営利活動法人 日本ユゴ・アートプロジェクト						○				○							○	
312	特定非営利活動法人 日本幼児才能開発教育機構	○	○				○			○	○	○	○	○				○	
313	特定非営利活動法人 日本ライブハウス協会						○											○	
314	特定非営利活動法人 日本を美しくする会		○	○				○			○		○					○	
315	特定非営利活動法人 認知症予防サポートセンター	○																	認知症予防プログラム運営等（受託）
316	特定非営利活動法人 nature center ris		○				○	○					○						
317	特定非営利活動法人 ねこの代理人たち		○	○				○											
318	特定非営利活動法人 野沢3丁目遊び場づくりの会		○	○									○						リーダー交流会等（連携）
319	特定非営利活動法人 のわ			○			○							○					
320	特定非営利活動法人 ハートウォーミング・ハウス	○		○								○		○				○	ホームシェアの考え方等（連携）
321	特定非営利活動法人 ハートセービングプロジェクト	○									○								
322	特定非営利活動法人 ハートトゥハート		○									○		○				○	
323	特定非営利活動法人 ハートフルかみんぐ	○											○					○	福祉タクシー（連携）
324	特定非営利活動法人 ハイブリッドパークシティフォーラ	○	○	○			○	○					○					○	

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
325	特定非営利活動法人 ハウス・オブ・アフリカンアート						○				○						○		
326	特定非営利活動法人 発達障害事例研究会	○	○										○					○	
327	特定非営利活動法人 ハッピーカラーズ	○											○						
328	花植え隊	○	○	○															
329	特定非営利活動法人 翔ばたくシネマ団	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
330	特定非営利活動法人 はろっずライフふれあい会	○	○	○									○					○	
331	特定非営利活動法人 ハンディキャブを走らせる会	○												○				○	福祉タクシー（連携）
332	特定非営利活動法人 バンビの												○					○	待機児童の保育（連携）
333	特定非営利活動法人 ビーグッドカフェ	○	○				○	○		○			○	○				○	
334	特定非営利活動法人 ビーフ	○	○	○			○			○	○		○					○	
335	特定非営利活動法人 ピープルアクティブクラブ東京										○	○							
336	特定非営利活動法人 陽だまりの庭	○	○															○	地域活動支援センター事業（連携）
337	特定非営利活動法人 P I V O	○	○	○														○	
338	特定非営利活動法人 ヒマラヤハーモニー	○	○				○	○		○				○				○	
339	特定非営利活動法人 向日葵	○	○	○					○										
340	特定非営利活動法人 ひまわりの会	○	○											○				○	
341	特定非営利活動法人 ヒューマンハーバー世田谷	○	○	○			○			○			○					○	福祉タクシー（連携）
342	特定非営利活動法人 Fashion Flow Re-Union						○	○									○	○	
343	フードデザイナーズネット		○	○			○			○			○	○			○	○	
344	特定非営利活動法人 福祉コミュニティを創出する市民の	○	○	○			○			○				○				○	
345	特定非営利活動法人 扶助住宅支援センター	○								○									
346	特定非営利活動法人 舞台21						○			○									
347	特定非営利活動法人 不動産女性会議		○	○			○												
348	特定非営利活動法人 Fumi Foundation	○								○	○								
349	特定非営利活動法人 フラワーエッセンス普及協会	○	○																

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容		
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護	団体支援
350	特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン										○	○		○				○	
351	特定非営利活動法人 フリースペースたんぽぽ	○	○											○				○	
352	特定非営利活動法人 プレーパークせたがや		○											○				○	幼児サークル、リーダー交流会等（連携）、プレーパーク事業（受託）
353	特定非営利活動法人 Professional Athletic Support System	○	○	○									○	○				○	
354	特定非営利活動法人 ファウンデーション マーノ・ア・マーノ	○	○											○				○	
355	特定非営利活動法人 ヘルスケアサポートセンター	○	○	○														○	
356	特定非営利活動法人 ベンチャーマインド																○		
357	特定非営利活動法人 Hope and Faith International	○	○								○	○		○				○	
358	特定非営利活動法人 ホームケアエキスパート協会	○	○															○	
359	特定非営利活動法人 僕んち		○											○					
360	ホライズンカルチャーセン	○	○	○										○				○	
361	特定非営利活動法人 ポリシリラ鉄協会		○													○	○		
362	特定非営利活動法人 motherboard2011日本の道			○													○	○	
363	特定非営利活動法人 マスコミ市民フォーラム																		
364	特定非営利活動法人 まちこら		○	○										○	○		○	○	イベント広告宣伝運営、ごみ減量プロジェクト等（受託）
365	M I C I N O	○	○																
366	M I C I N O	○	○																
367	特定非営利活動法人 ミンガラ奨学金																		
368	特定非営利活動法人 みんなの森の会		○	○														○	
369	特定非営利活動法人 無痛無汗症の会「トゥモロウ」	○	○											○	○			○	
370	特定非営利活動法人 もりの会			○														○	
371	特定非営利活動法人 やさしい	○	○	○											○			○	
372	特定非営利活動法人 やっとこ	○		○														○	福祉タクシー、障害者就労継続支援（連携）、区立公園等清掃（受託）
373	特定非営利活動法人 やりたいたいことネット	○		○															
374	特定非営利活動法人 幽玄		○	○										○				○	

	特定非営利活動法人の名称	活動の分野															区との連携・区業務の受託の主な内容	
		保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同	子ども	情報化	科学振興	経済活性化	雇用支援		消費者保護
375	特定非営利活動法人 ユニバーサル福祉研究所	○	○										○				○	
376	特定非営利活動法人 夢と希望の架け橋		○	○			○				○		○	○		○	○	
377	特定非営利活動法人 腰痛・膝痛チーム医療研究所	○	○															
378	特定非営利活動法人 ライチョウ保護研究会		○				○										○	
379	特定非営利活動法人 ライフキャリア総合研究所											○					○	
380	特定非営利活動法人 ライフサポートさくら	○						○					○					
381	特定非営利活動法人 ラフィキワ アフリカ										○		○					
382	特定非営利活動法人 ラブ・ザ・ワールド・コミュニケー		○							○	○		○				○	
383	特定非営利活動法人 ラポールミュージックセラピーサービ	○																
384	特定非営利活動法人 理想工房		○				○						○		○			
385	特定非営利活動法人 リファレビッシュ・ジャパン		○														○	
386	特定非営利活動法人 緑進会			○			○				○							
387	特定非営利活動法人 リンギオ・サッカースクール						○						○					
388	特定非営利活動法人 リンク・オブ・りばてい	○	○	○										○			○	地域活動支援センター事業（連携）
389	特定非営利活動法人 臨床パストラル教育研究センター	○	○															
390	特定非営利活動法人 Le C h i e n G e n t i l	○	○				○	○			○		○				○	
391	特定非営利活動法人 レイン						○											
392	特定非営利活動法人 レインボーコミュニティc o L L a	○	○							○		○	○					
393	特定非営利活動法人 レナセール・女性とともに歩む会									○	○		○				○	
394	特定非営利活動法人 芦花公園花の丘友の会			○			○	○					○	○			○	
395	特定非営利活動法人 わんぱくクラブ育成会	○	○	○			○			○			○					障害児通所サービス（連携）

地域行政制度に関する意見について

地方分権・地域行政制度対策等特別委員会

1 はじめに

世田谷区の地域行政制度は5総合支所（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）の発足によりスタートしたが、その後「新たな地域行政推進の方針」において、区は地域行政の進め方を見直し、新たな出張所（7出張所、20まちづくり出張所）の体制になった。以降、社会情勢が大きく変化するなかで、地域社会も変容してきており、これからの地域社会に見合った新たな地域行政の検討が必要とされてきた。

地方分権・地域行政制度対策等特別委員会は昨年5月の設置時より委員会の進め方について、また大田区及び杉並区への視察など、各委員からの意見を集約しつつ、地域行政制度に関する議論を進めてきたところであるが、区側から「(仮称)新たな地域行政制度について(素案)」を本年9月に示す予定である旨の報告があり、本委員会としても委員会の臨時開催などを行いながら議論を深めてきた。

議論を進めるうえでは、様々な意見が出されたが、今回は長時間の議論を積み上げる中、委員間でおおむねまとまったものについて意見として取りまとめた。しかし、もとより、その他議論においてあった意見やその経緯についてまで、区側にあっては真摯に受けとめ、極力素案に反映させるよう努められたい。

また、地域行政制度の体制の変更を想定するにあたっては委員全員が予算を念頭に置きつつ、委員会として地区や地域のあるべき姿を自由闊達に論じることのできるように、最大限の努力を重ねた。

2 視察の実施

当委員会では、地域行政制度についての見識を深めるため、周辺区において特徴的な地域行政を展開する大田区及び杉並区へ視察を行った。

(1) 大田区への視察

実施日：平成23年11月16日（水） 視察先：大田区役所及び嶺町出張所

区の特徴：各特別出張所には管理職が配置されており、職員はすべて常勤の職員で構成されている。

成果報告：委員の視察についての感想では、75パーセント前後の町会加入率という高い組織率に関心を抱いた、そのことが特別出張所の活気に繋がっているということが感じられた、各特別出張所に管理職が配置されていると地域に一体感が生まれるとの話が印象的であった、との発言があった。

(2) 杉並区への視察

実施日：平成24年2月8日（水） 視察先：高円寺区民連絡所

区の特徴：平成13年度に17箇所あった出張所を統合し、名称を「区民事務所」に改めて、現在は10箇所設置されている。区民事務所の改正に併せて地域支援活動は区民事務所とは別組織が担当している。

成果報告：委員の視察についての感想では、杉並区は小学校を防災の拠点としていることに関心を持った、区民事務所では転入届の事務を行っているが、転入手続き時には町会の加入届けを手渡しており、町会を知らせる資料が棚にあるなど、町会への加入に区がサポートしている様子が印象的であった、との発言があった。

3 議論の経緯

区側から「地域行政制度の検討状況について」が示されるなどの報告を受ける中で、臨時の委員会を開催し、まずは「地域・地区のあるべき姿を議論し、そのあるべき姿に向けて、区は何をしていくのか」という観点から議論すべきである、との意見がまとまった。

そのことを踏まえ、委員会構成委員による意見交換会を行ったところ、委員間で自由闊達な議論が交わされた。また、その後の委員会においては、「地区の力を強化する」という方向性がまとまり、各委員からは、区が取り組むべく事項について具体的な提案があった。

その後の委員会では、これまでの経緯、議論の内容を踏まえ、以下のア～オの5項目を論点としてより深く具体的に議論することで、意見まとめに向けた努力を進めることが確認された。

- ア まちづくりセンター、出張所への地区力の強化を目指した人事配置（管理職、新規採用職員を含む）
- イ 防災、災害時の支援体制を強化する観点からのまちづくりセンター、出張所の機能充実
- ウ 行政相談委員制度などを参考にした相談機能の充実（再任用、再雇用職員の活用）
- エ まちづくりセンターでの住民基本台帳（転入・転出届、転居届）事務を含めた窓口業務の展開
- オ 地区の力を強化するための、本庁事務との役割分担の整理

4 新たな地域行政制度に向けた意見について

上記3のア～オに掲げた各項目についての議論を重ねたところ、様々な意見が集約され、以下の考え方を踏まえ、新たな地域行政制度について特別委員会としての意見をまとめた。

(1) まちづくりセンター、出張所への権限を強化するべきである。

地域コミュニティの再構築を図るためにまちづくり機能が高まるよう、区民にとって一番近い区役所であるまちづくりセンターと出張所に、管理職や再任用、再雇用職員などを活用した人事配置を行って権限の強化を図るべきである。

また、そのことによって防災や災害対策という課題に対してのフォロー体制にも繋がる期待が持てる。一方で、強化するにあたっては具体的な効果を想定し、できるだけ目的の明確化に努めるべきである。

(2) まちづくりセンター、出張所の配置状況を見直すべきである。

27箇所のまちづくりセンター、出張所の中には様々な地域差があり、施設数・人口規模・設置場所・利便性・学区域・町会などの地縁団体・歴史背景などの複合的要素を勘案しながら検討し、見直し及び調整を進めるべきである。

(3) 防災や災害対策において拠点となるべく、機能の充実を図るべきである。

まちづくりセンターや出張所は災害が起きた際に、避難所に行かない在宅避難者が多い点を踏まえて、その情報拠点として避難所との連携を取りながら主導的役割を担うべきである。また、地区ごとに特有の課題を抽出し防災計画を立案することなども想定した、日常的な防災力の強化に努めることにも取り組むべきである。

(4) まちづくりセンター、出張所の相談機能の充実を図るべきである。

区民の利便性向上には行政のワンストップサービスが必要である。まちづくりセンターと出張所においては、相談機能の充実や取り扱い可能な窓口業務を強化すべきである。ICTの活用で、窓口で受付けた各種申請や相談の事務処理は本庁で行う等、安易な窓口対応の職員増員に頼らずとも出来る利便性向上や利用者の活性化を図るべきである。

5 おわりに

このたびまとめた意見は、世田谷区民にとってよりよい地域行政制度とは何か、地区コミュニティの活性化を促すにはどのような方策があるのか、というあるべき論を確認する作業を経ながら進めてきた。

テーマ自体が大きなものであるために、意見が百出してまとめるには様々な課題も多かったが、長時間を費やし議論を重ねた結果、全委員の意見の一致をみたものである。

今後も、世田谷区独自に取り組んできた地域行政制度について、本庁、総合支所、出張所及びまちづくりセンター、それぞれの役割について広く検討することが必要である。

地方分権・地域行政制度対策等特別委員会

中村 公太朗	石川 征男	上川 あや	唐沢 としみ
小泉 たま子	桜井 純子	下山 芳男	すえおか 雅之
高橋 昭彦	福田 妙美	村田 義則	和田 秀壽

第1部会（第5回）での論点（案）

- 1 これまでの議論で不足する部分の議論
 - （1）地域の方針決定への区民参加
 - （2）外国人、障害者などを排除しない社会について
 - （3）基本構想を条例とすることについて

- 2 第1部会での議論のまとめについて（資料40）